

県西流域下水道指定管理料の変動に係る運用（その3）

年度協定書第5条第4項に基づく指定管理料の減額について、以下のとおりとする。ただし、指定管理者の責めに帰すことができない理由により業務要求水準を達しない場合又は管理業務に係る事故等が発生した場合においてはこの限りではない。

1 減額対象事例

以下の各表の事例が発生した場合、減額ポイントに10万円（税込）を乗じた額を減額する。

| 事 象 | 減額ポイント |
|---|-------------------|
| 要求水準の未達成、若しくは仕様書の未達成がある場合で、影響が県と指定管理者又は処理場内に留まるもの （事例例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理業務基準未達 ・ 書類等の欠損、未報告 ・ 工事中の施設破損 ・ 合理的理由のない工期遅延の発生 ・ 頻発する設備の故障の放置 ・ 必要な点検（法定点検を除く）の未実施 ・ 運転管理の過失による事故の発生（影響が処理場内に留まるもの） ・ 小規模な事故・火災・労働災害（休業4日未満または全治30日未満）の発生 | 1 事象につき 1 ポイント |
| 法定放流水準未達、実施契約に反する行為で故意又は過失による県への信用失墜行為、不法行為、施設の運転停止、その他影響が第三者又は処理場外に及ぶもの （事例例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定放流水準未達 ・ 苦情の放置 ・ 法定点検の未実施 ・ 大規模な事故・火災・労働災害（休業4日以上または全治30日以上）の発生 ・ 運転管理の過失による事故の発生（影響が処理場外に及ぶもの） | 1 事象につき 2 ポイント |

2 計上時期

指定管理料の第5回支払い（精算払い）時において、減額ポイントを累計し、精算後の金額から減額分を差し引くものとする。

3 その他

減額ポイント精算後は、次の年度には繰越さないものとする。